

専門職大学院評価基準モデル【分野共通事項】(たたき台)

(注)「各観点(仮称)における具体的評価事項(例)」欄における()書内の略字の示す内容は次のとおり

【学教法：学校教育法 大：大学設置基準 院：大学院設置基準 専：専門職大学院設置基準 大学通信：大学通信教育設置基準 告示：平成15年文科省告示】

専門職大学院評価基準モデル【分野共通事項】(たたき台)	備 考	
	各観点(仮称)における具体的評価事項(例)	検討事項(例)
基準1 教育目的及び入学者選抜		
<p>1 - 1 専門職大学院の目的(教育活動等を行うに当たっての基本的な方針,達成しようとしている基本的な成果等)が明確に定められており,その内容が,学校教育法に規定された,専門職大学院一般に求められる目的に適合するものであり,当該目的が周知,公表されていること。</p> <p>1 - 1 - 目的として,教育活動等を行うに当たっての基本的な方針や,養成しようとする人材像を含めた,達成しようとする基本的な成果等が,明確に定められているか。</p> <p>1 - 1 - 専門職大学院の目的が,学校教育法第65条第2項に規定された,専門職大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。</p> <p>1 - 1 - 目的が,専門職大学院の構成員(教職員及び学生)に周知されているか。また,目的が,社会に広く公表されているか。</p> <p>1 - 2 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入が実施され,機能していること。</p> <p>1 - 2 - 教育の目的に沿って,求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載されたアドミッション・ポリシーが明確に定められ,公表,周知されているか。</p>	<p>・専門職大学院の目的の確認 (学教法：第65条第2項,専：第2条第1項)</p>	

<p>1 - 2 - 入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)に沿って適切な学生の受入方法が採用されており,実質的に機能しているか。</p> <p>1 - 2 - 実際の入学者選抜が適切な実施体制により,公正に実施されているか。</p> <p>1 - 3 実入学数,入学定員と比較して適正な数となっていること。</p> <p>1 - 3 - 実入学数が,入学定員を大幅に超える,又は大幅に下回る状況になっていないか。また,その場合には,これを改善するための取組が行われるなど,入学定員と実入学数との関係の適正化が図られているか。</p>	<p>・入学者の選抜が構成かつ妥当な方法により,適当な体制を整えて行われているかの確認(大:第2条の2)</p> <p>・収容定員の適正な管理状況の確認(大:第18条第3項)</p>	
<p>基準2 教員組織</p>		
<p>2 - 1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。</p> <p>2 - 1 - 教員組織編成のための基本的方針を有しており,それに基づいた教員組織編成がなされているか。</p> <p>2 - 1 - 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また,それらの教員うち,次の各号のいずれかに該当し,かつ,その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が,専任教員として専攻ごとに置かれているか。 (1)専攻分野について,教育上又は研究上の業績を有する者 (2)専攻分野について,高度の技術・技能を有する者</p>	<p>・教員配置(特に専任教員)の考え方の確認 ・教育課程における中核的な科目や必修の理論科目等に関する適正な教員配置の状況の確認 ・実務家教員の配置状況の確認 ・実務家教員と研究教員とのバランスの確認 (大学の設置等の認可申請に係る書類)</p> <p>・教員の配置状況の確認(専:第4条,第5条) ・専任教員の数の確認(告示:第53号) ・見なし専任教員の確認(告示:第53号)</p>	<p>「専門職大学院の質の保証,及び教育活動等の改善に資する」との観点から,専門職大学院設置基準等関係法令に規定される要件をクリアしているかどうかを評価すること以外に評価すべき点はあるか。</p>

<p>(3)専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者</p> <p>2 - 1 - 専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者となっているか。</p> <p>2 - 1 - 各専門職大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。</p> <p>2 - 1 - 専門職大学院の目的に応じて教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別構成のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。</p> <p>2 - 2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。</p> <p>2 - 2 - 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。</p> <p>2 - 2 - 教員の教育活動に関する定期的な評価が組織的に行われ、教員組織の編成への反映等、具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</p> <p>2 - 3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動等が行われていること。</p> <p>2 - 3 - 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。</p>	<p>・実務家教員の割合、実務経験年数の確認（告示：第53号）</p> <p>・教員の年齢構成の確認（院：第8条第4号）</p> <p>・任期制の導入状況の確認（大学の教員等の任期に関する法律）</p> <p>・採用決定の際等における教育上の能力に関する評価の状況等の確認（大学の設置等の認可申請に係る書類）</p>	<p>実務の経験を有する教員の重要性にかんがみ、具体的にどのような実務経験・実務能力が必要とされるかについて、分野ごとの基準を記述する必要はあるか。</p>
--	--	--

<p>2 - 3 - 授業への反映の前提として、専門職学位課程の基礎となる教育内容・方法等について、理論と実務を架橋した「プロセス」としての教育を確立するための取組（例えば、高度な実務能力を有する教員による個別の実務経験についての理論化やそれらの教育課程としての体系化の取組などが考えられる。）が行われているか。</p> <p>2 - 4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。</p> <p>2 - 4 - 専門職大学院において編成された教育課程を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。</p>	<p>・『大学関係者と関係する業界や職能団体等が連携して、理論と実務を架橋した「プロセス」としての教育課程を確立していくこと、すなわち・・・』（中教審答申：新時代の大学院教育）に関し、関係業界等との連携等の状況について確認</p> <p>・適当な事務組織の設置状況の確認（院：第31条）</p>	
<p>基準3 教育課程</p>		
<p>3 - 1 教育課程が理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、専門職大学院としての教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。</p> <p>3 - 1 - 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されているか。</p> <p>3 - 1 - 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。</p>	<p>・体系的な教育課程の編成状況の確認（専：第6条）</p>	<p>分野ごとの特性に応じて評価の視点を設定してはどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設が必要な授業科目（群） ・選択科目、選択必修科目、選択科目等の分類 ・単位数 ・年次配当の適切性 等 <p>分野ごとの特性に応じて評価の視点を設定してはどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3-1- で示された授業科目（群）に求められる教育内容、開設科目等

<p>3 - 1 - 教育課程や教育内容の水準が,当該職業分野の期待にこたえるものになっているか。</p> <p>3 - 1 - 授業の内容が,全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究活動の成果,あるいは実務の経験を反映したものとなっているか。</p> <p>3 - 1 - 単位の実質化への配慮について,履修科目の登録の上限設定等の取組がなされているか。</p> <p>3 - 1 - 在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。</p> <p>3 - 1 - 学生の多様なニーズ,学術の発展動向,社会からの要請等に対応した教育課程の編成(例えば,他研究科の授業科目の履修,他大学との単位互換,インターシップによる単位認定等)に配慮しているか。</p>	<p>・『大学関係者と関係する業界や職能団体等が連携して,理論と実務を架橋した「プロセス」としての教育課程を確立していくこと,すなわち・・・』(中教審答申:新時代の大学院教育)に関し,関係業界等との連携等の状況について確認</p> <p>・履修科目の登録の上限設定の確認(専:第12条)</p> <p>・他大学院における授業科目の履修及び入学前の既修得単位等の状況の確認(専:第13条,第14条)</p>	
<p>3 - 2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態,学習指導法等が整備されていること。</p> <p>3 - 2 - 教育の目的に照らして,講義,演習,実験,実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり,それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。(例えば,少人数授業,対話・討論型授業,フィールド型授業,多様なメディアを高度に利用した授業,情報機器の活用等が考えられる。)</p> <p>3 - 2 - 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され,活用されているか。</p> <p>3 - 2 - 通信教育を行う場合には,面接授業(スクーリングを含む。)若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され,適切な指導が行われているか。</p>	<p>・教育方法の確認(専:第8条)</p> <p>・授業の方法,内容等の明示状況の確認(専:第10条第1項)</p> <p>・通信教育の状況の確認(専:第8条,第9条 大学通信:第3条の一部,第4条等)</p>	<p>授業方法等について,専門職大学院設置基準で要求される点(事例研究,現地調査,双方向又は多方向に行われる討論又は質疑応答等)は共通的に評価を行い,それ以外の点について分野ごとに評価するような方法とするかどうか。</p>

<p>3 - 3 成績評価や単位認定, 修了認定が適切であり, 有効なものとなっていること。</p> <p>3 - 3 - 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され, 学生に周知されているか。</p> <p>3 - 3 - 成績評価基準や修了認定基準に従って, 成績評価, 単位認定, 修了認定が適切に実施されているか。</p> <p>3 - 3 - 成績評価等の正確性を担保するための措置が講じられているか。</p> <p>3 - 3 - 専門職大学院の修了要件が, 次に掲げるすべての基準を満たしているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業を行う学生数の確認 (専: 第 7 条) ・ 成績評価基準等の明示等の状況の確認 (専: 第 10 条第 2 項) ・ 修了要件 (標準修業年限以上の在学, 30 単位以上の修得その他の教育課程の履修) の確認 (専: 第 15 条) ・ 在学期間の短縮の状況の確認 (専: 第 16 条) 	<p>授業を行う学生数について明記する必要があるか。</p> <p>成績評価及び修了要件について, 特に考慮すべき点はあるか。</p> <p>分野ごとの特性に応じて評価の視点を設定してはどうか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準修了年限 ・ 授業科目ごとの修了要件単位数 等
<p>基準 4 教育の成果</p>		
<p>4 - 1 教育の目的において意図している, 学生が身に付ける学力, 資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして, 教育の成果や効果が上がっていること。</p> <p>4 - 1 - 各学年や修了時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について, 単位修得, 進級, 修了の状況, 資格修得の状況等から判断して, 教育の成果や効果が上がっているか。</p> <p>4 - 1 - 授業評価結果等, 学生からの意見聴取の結果から見て, 教育の効果が上がっているか。</p>		<p>当該分野に係る進路や資格について, 分野ごとの特性に応じた個別の評価の視点を設定すべきかどうか。</p>

<p>4 - 1 - 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、修了後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p> <p>4 - 1 - 修了生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。</p>	<p>・「理論と実務の架橋」を図ることにより、国際競争場裏において産業界・実業界等で求められる専門職そのものの確立を支え、プロフェッショナル集団を強固に形成する上で重要な役割を果たしているかどうかの確認（中教審答申：新時代の大学院教育）</p>	
<p>基準 5 施設・設備等の教育環境</p>		
<p>5 - 1 専門職大学院において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。</p> <p>5 - 1 - 専門職大学院において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。</p> <p>5 - 1 - 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。</p> <p>5 - 1 - 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。</p>	<p>・十分な教育効果をあげることができると認められる施設・設備等（専：第 17 条）</p> <p>・機械・器具、図書等の資料の整備等の状況（院：第 20 条，第 21 条）</p> <p>・社会人を対象とした大学院教育の一部を本校以外の場所（サテライトキャンパス）で実施する場合における、本校以外の場所の開講科目、教育研究環境、施設設備、図書及び教員の移動等に対する配慮等 （大学の設置等の認可申請に係る書類）</p> <p>・教育研究にふさわしい環境の整備の状況（院：第 22 条の 2）</p>	<p>「研究」に関する施設・設備の状況について、評価の視点として設定する必要があるか。</p>

<p>5 - 2 専門職大学院において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備されていること。</p> <p>5 - 2 - 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。</p> <p>5 - 3 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援及び学生の経済支援等が適切に行われていること。</p> <p>5 - 3 - 学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各専門職大学院の目的に照らして、履修指導の体制及び学習相談、助言体制が十分にとられているか。</p> <p>5 - 3 - 通信教育を行う場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。</p> <p>5 - 3 - 学生が在学期間中に専門職大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めているか。</p> <p>5 - 3 - 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めているか。</p> <p>5 - 4 専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。</p> <p>5 - 4 - 専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有しているか。</p>	<p>・機械・器具、図書等の資料の整備等の状況 (院：第 20 条，第 21 条)</p> <p>・添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けているかの確認(院：第 30 条)</p>	<p>「学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。」について、評価の視点として必要かどうか。</p> <p>「生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。」について、評価の視点として必要かどうか。</p>
--	---	--

<p>5 - 5 専門職大学院の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。</p> <p>5 - 5 - 管理運営のための組織及び事務組織が、専門職大学院の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。</p> <p>5 - 5 - 専門職大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。</p> <p>5 - 5 - 専門職大学院の目的を達成するために、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。</p> <p>5 - 5 - 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。</p> <p>5 - 5 - 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。</p>		<p>「学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか」について、評価の視点として必要かどうか。</p>
<p>基準6 教育の質の向上及び改善</p>		
<p>6 - 1 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。</p> <p>6 - 1 - ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。 特に、専門職大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めているか。</p>	<p>・教育内容等の改善のための組織的な研修等 (専：第11条)</p>	

<p>6 - 1 - ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。</p> <p>6 - 1 - 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。</p> <p>6 - 2 教育の状況等について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。</p> <p>6 - 2 - 専門職大学院における学生受入の状況、教育の状況及び成果や効果について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が組織的に行われているか。</p> <p>6 - 2 - 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。</p> <p>6 - 2 - 学外関係者(当該専門職大学院の教職員以外の者。例えば、修了生、就職先等の関係者等が考えられる。)の意見が教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。</p> <p>6 - 2 - 自己点検・評価の結果が専門職大学院内及び社会に対して広く公開されているか。</p> <p>6 - 2 - 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が組織的に行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。</p> <p>6 - 2 - 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。</p>	<p>・「大学はその教育研究水準の向上に資するため、・・・自ら点検及び評価を行い、その結果を公表」しているかどうかの取組状況の確認（学教法第69条の3第1項）</p>	
---	---	--

